

●香川県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年2月28日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 解除に係る保安林の所在場所
木田郡三木町大字奥山字猪ノ谷3194番甲43、3194番甲44、3194番甲45
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため